

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成28年9月9日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 平成28年9月9日（金曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第124号議案	「質疑・討論・採決」
第125号議案	「質疑・討論・採決」
第126号議案	「質疑・討論・採決」
第127号議案	「質疑・討論・採決」
第128号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘	副委員長 小野田直美				
委員 浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
加藤芳夫	菊地勝昭				
議長 下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午後1時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会いたします。

本日は、去る7日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第124号議案 平成28年度新城市一般会計補正予算（第2号）から第128号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案を審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨にそって、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第124号議案 平成28年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

初めに、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、質疑させていただきます。

歳入の13款使用料及び手数料、ページ数は13ページでございます。

商工使用料についてですね、駐車場使用料を減額する理由はということでございます。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 商工使用料の駐車場使用料とは、湯谷園地の駐車場の使用料であります。

湯谷園地につきましては、先般6月定例会において、湯谷園地ビヤ管理組合を指定管理者として議決をいただき、7月1日より指定管理業務を行っているところであります。

これにより、新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例第4条及び協定に基づき、駐車場使用料を指定管理者の収入とする利用料

金制を取り、当該収入により管理業務にかかわる経費を充てることといたしました。

したがいまして、当初、市直営管理として予算計上してありました美谷ノ原駐車場使用料279万3千円を減額するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今回の答弁の中でですね、全額減額ということなんですけども、ちょっとこの不審に思うところがあるんですけども、指定管理そのものが6月補正の中で出てきました。

7月1日より翌年、数年間の指定管理になったと思うんですけども、全額、駐車場の使用料として減額するときにはですね、この4月、5月、6月分、この間にもし駐車場使用料が入ったとしますと、それは市にも入らず、相手方の管理組合にも入らずという形の書類上の記載になってきますけども、4月から6月間は駐車場使用料は一切なかったのかどうか。あったならばどこに入るのか。管理組合にも入らないし、市にも入らない。全額減額する以上はですね。その点についてどのようなお答えですか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいまの質問ですけども、指定管理が決定するまでの間は、市が駐車場を含めたトイレの管理等を行ってまいりました。

湯谷園地は、夏場の7月から9月初旬までの利用がほとんどでありまして、トイレは24時間開設しておりますが、それ以外の閑散期はですね、駐車場にあります公衆トイレの利用のみでありまして、利用は少ないということで、このため美谷ノ原駐車場の一部を閉鎖をいたしまして、公衆便所を利用するための利用者のための利用区域を残しまして、無料での利用をとということで、利用を行っていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁だと、4月から6月の期間は利用者が少ないということによって、駐車場の使用料を取らないと言うか、無料にしておいたということで、市にも収入なし、また管理組合等にもないということで、その間すべて市が管理しておいたという理解でよろしいでしょうか。

それと、もう1点ですね、今後の7月1日以降ですね、279万3千円でしたかね、予算は。そうですね。それに対してですね、支出のほうの歳出でですね、確か222万円ぐらいですね、市の直営分ということで減額させて、この差はどのように見たらよろしいか。お答え願います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいまの最初の質問ですけども、市がすべて管理しておりましたので、トイレの管理費、光熱水費程度ですけども、市が管理しておりました。

それから、2問目のこの279万円と222万円の差ですけども、管理を市がしておりましたので、その差額であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと今、申しわけない、その差でありますっていう、その差っていうのは、どうしてこの差が出るのかっていうことをお願いします。

済みません、同額だそうです。ちょっと私も書類ミスでございました。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員、いいですか。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、教えてください。お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 この管理におきまして、修繕料等、入っておりますので、それが差額になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入14款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。124号議案、平成28年度一般会計の補正の2号であります。14款2項2号であります。

教育費国庫補助金が三角の3,232万5千円、要するに減額であります、この内訳についてお尋ねします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 当初見込んでいました国庫補助金の採択に増減の変更が生じたので、全体として減額となったものです。

内訳としましては、舟着小学校プール改築事業が1,449万8千円の増額、鳳来寺小学校改修事業が307万1千円の増額、作手小学校建設事業が4,989万4千円の減額、総額として、3,232万5千円の減額となったものです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 舟着小学校、鳳来寺小学校はともに補助金が採択されたということによってよろしいのでしょうか。作手小学校のみが4,989万4千円の減額、そのプラスマイナスで3,232万5千円ということでしょうか。ですよね。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 今回採択されました事業は、舟着小学校プール改築事業と鳳来寺小学校改修事業であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 作手小学校の4,989万4千円、これはどういった事業が不採択になった

のか、お願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 こちらにつきましては、当初見込んでいましたのは作手小学校建設事業の中の外構工事を見込んでおりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、地方債補正の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。地方債の内訳ということで、平成28年度愛知県新城市補正予算案の概要No.2の5ページに記載されております地方債補正において、舟着小学校のプール改築の、差額だけで、限度差額を申し上げておりますが、1,520万円、作手小学校建設事業限度差額4,990万円、それから鳳来寺小学校の改修限度差額2,980万円の合計9,490万円となっております。この額が補正額、要するに舟着、鳳来寺、両小学校と比較した場合に、異なっている要因についてお願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 地方債補正における限度額の差額が歳出予算の補正額と異なる要因についての御質問ですが、それぞれ事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、舟着小学校プール改築事業につきましては、歳出予算の補正額を3,050万5千円としておりますが、歳入につきましては、その財源といたしまして、地方債を1,520万円増額するとともに、それ以外に国の学校施設環境改善交付金を1,449万8千円、それから一般財源を80万7千円、それぞれ増額しております。

次に、作手小学校建設事業につきましては、当初予算で国の学校施設環境改善交付金を4,989万4千円、財源として見込んでおりましたが、当該交付金が不採択となったため、そのかわりに地方債を4,990万円増額いたしまして、逆に一般財源分を6千円減額する財源組みかえを行ったものでございまして、この事業そのものは歳出予算の補正額はございません。

それから、鳳来寺小学校の改修事業につきましては、歳出予算の補正額を3,240万円としておりますが、歳入につきましては、その財源といたしまして地方債を2,980万円、それから国の学校施設環境改善交付金を307万1千円、それぞれ増額して、逆に一般財源分を47万1千円減額しております。

以上、御説明いたしましたように、地方債補正における限度額の差額が歳出予算の補正額と異なるのは、歳入予算におきまして、地方債、それから国の学校施設環境改善交付金など、財源の組みかえを行ったことによるものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 7ページの一般会計補正予算、同じ第2表のですね、作手小学校建設事業4,990万円の補正となっております。

私もちょっと勉強足らずかもしれないですけど、歳出のほうの2,365万2千円の机ですかね、いすとか棚とか作業台の見積もりと言うか、あったのがわかったんですが、それ以外に使われるのが2,300万円ほどあるのかなと思ったんですが、歳出との関係を伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 作手小学校建設事業につきましては、先ほど山口委員への答弁と重なる部分がございますが、当初予算で国の学校施設環境改善交付金を財源として見込んでおりました。

ところが、その交付金が不採択となりましたので、今回の補正予算で代替の財源といたしまして、地方債、これは過疎対策事業債でございますが、それを増額することにしたものですので、今回の歳入予算の財源組みかえをただけという、ことになります。

したがって、歳出予算の補正はないということでございますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 余り理解できないんですが、作手小学校の建設事業費が4,990万円上がってるんですか。プラスされるんですか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 作手小学校建設事業の歳出予算は増額、減額ともなし、増減なしでございます。財源の内訳として、国の交付金を見込んでおったものがもらえなくなったものですから、そのかわりの財源として地方債を増額すると。そういうものでございます。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

地方債補正の質疑を終了します。

次に、市債の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に従いまして、質疑させていただきます。

124号議案、平成28年度新城市一般会計補正予算（第2号）です。

市債で、なぜ一般会計予算や財政調整基金からではなく、市債（借金）を使って教育施設、舟着小、作手小、鳳来寺小、東郷東小へお金を出すのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今回の補正予算で市債を計上いたしました教育施設の整備事業のうち、舟着小学校プール改築事業、作手小学校

建設事業、鳳来寺小学校改修事業、この3つの事業につきましては、既に当初予算で計上してありました市債の額を増額するというものでございます。

それから、東郷東小学校の屋内運動場改修事業につきましては、今回新たに市債を計上したものでございます。

なぜ市債を使って教育施設へお金を出すのかという御質問ですが、地方交付税措置のある合併特例債や過疎対策事業債を活用して、これらの施設を整備したほうが一般財源や財政調整基金を使うよりも財政的に有利であると判断したからでございます。

また、もう1つの理由といたしましては、整備した教育施設というものは、この先、長い間、子供たちが使用していくものでありますので、整備に係る費用負担についても、世代間で分かち合うと、そういう必要があると考えたからでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

市債の質疑を終了します。

続いて、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第124号議案、一般会計補正予算（第2号）ですが、3-3-6、保育所費、保育所管理事業、ページ、3ページですが、伺います。

千郷西こども園駐車場詳細設計委託費の目的及び事業内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 千郷西こども園につきましては、施設定員150名と市内で最も大きな規模のこども園でありながら、園児の送迎用駐車場は10台分程度しか確保できておらず、やむを得ず前面の市道に一時駐車をしている状況で、園児と保護者の交通安全や

日々の交通整理を行う保護者の安全確保と、そうした活動の負担が課題となっております。

また、特に日の入りが早くなる冬期においては、園児や保護者の道路横断、地域住民の通過交通などにより、危険性が増すため、駐車場の拡充を望む声が保護者並びに地域の方々から挙がっております。

このため、園児の登降園の安全確保を一番の目的に、昨年度末から地元役員の方々の協力もいただき、こども園近隣で駐車場候補地選定に取りかかり、このたび関係地権者の方々におおむね内諾をいただける状況となりましたので、駐車場整備のための委託設計を補正予算に計上いたしました。

事業内容につきましては、駐車場候補地の用地測量及び詳細設計並びに借地に係る土地境界確定であります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 現在ですね、国道151号の川田の交差点から直線道路で、この西こども園のほうに入っていき市道があって、非常に通勤の時期とかいろんなときに、スピードを上げて走る場合があるわけなんで、そういう時期に子供さんをつれてお母さん方がですね、路肩にとめて、ある場合には、幼子を手を引きながらこども園のほうへ行く、渡っていくというようなことで、非常に危険だというようなことを、そういう声が挙がって、それへの対応だということでしたんですが、実際どんなような場所で、どんなふうな、ほぼ内諾を得られたようなお話だったんですが、どんなイメージで今やるのか、どういう点が改良されるのか、その点伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 現在、駐車場候補地として挙げておりますのは、現在の駐車場は道路横断をしないとイケないものですから、道路横断をしなくて済む園と同じ側の土地を探しております。すぐ隣接の土地につきましては、御了解をいただけませんでしたの

で、その隣の土地を、今お借りするという形で進めております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この設計費ですね、この設計費が可決された後、設計に入って、具体的にいつごろ使えるようになるのか。利用者は利用できるのか。その辺のめどはどういうふうに考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 整備につきましては、これからになりますので、できるだけ早期に実現したいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 しつこいようですが、年度内には使えるようになる予定ですか。見込みで結構ですが。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 これから事業費を設計して、事業費を出してまいりますので、今年度内は難しいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 続けてお願いします。

3-3-10、児童福祉施設整備費、放課後児童クラブ整備事業、25ページです。千郷放課後児童クラブ駐車場詳細設計、用地購入等について、内容とともに、進捗状況について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 千郷児童クラブ専用施設隣接地への駐車場拡充につきましては、関係地権者の皆様との境界立会を終え、事業区域についても御理解いただけましたので、設計委託料と用地購入費等を今回、補正予算にて計上させていただいたものです。

具体的な内容につきましては、児童クラブ専用施設南側に当たる道目記墓地並びに個人所有地を駐車場として整備するための詳細設計業務委託と、関係土地約3,800平方メートル

ルの取得費及び改装費用等の補償費であります。

進捗状況につきましては、児童クラブ専用施設においては、おおむね基本設計が完了しております。用地につきましては、土地境界と面積が確定しております。物件につきましては、調査を終え、補償対象が確定しております。

なお、墓地の改葬につきましては、関係地権者全員の承諾をいただけており、7月には地元で集団改葬の実行委員会を立ち上げていただき、準備を進めているところであります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますとですね、現在の駐車場用地に建設するわけで、駐車場がまた狭くなっていくわけなんですけど、それは承知の上なんですけれども、さまざまな事業が小中学校で行われて、イベントとか、運動会とかあるんですけど、駐車場に対する、この2つ駐車場を設けられるっていうことなんですけど、そういった意味での調整って言うんですかね、駐車場をどういうふうに使っていく、早く使えるようにしてほしいと言うんですけど、その辺の工程と言うか、工事の工程はどんなふうになってるんですか。少なくともこの建設において、駐車場をつくる、駐車場分が使えなくなるわけなんですけど、その辺の配慮と言うか、何かどういうふうになってますか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 駐車場整備につきましては、私ども来年度を目指して進めております。

ただし、どうしても、工事期間中については、一時期、駐車場が今より狭くなる時期がございますので、学校行事等、配慮をしながら調整を取ってやってまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 もう1点、千郷小学校と中学校の間に市道が走っているわけなんですけど、

旧151号から入ってくるところが今、進入禁止になっていて、いろんな問題もあるわけなんですけれども、この完成した時点では、あの道路はですね、一般道路と言うか、自由に入れるようにするのか、あるいは今、伺ったところによると、大型バスも入れるぐらいな縁が取れるようなふうにも聞くんですけども、現在どういうふうな形で使っていくような計画であるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 これから、駐車場の詳細設計に入ってまいりますけど、イメージとしては、市道をそのまま通過交通ができるようにという形は難しいかなというふうに考えております。安全面からも、難しいというふうに考えております。その部分を使って駐車場内道路、通路というような形になるかというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、今、墓地のところから南側の道まで、買まして、駐車場にするということなんですけど、そこへは自由に乗り入れられるような形になるわけですか。

ただ、市道として通り抜けると言うか、一般にあそこをフル活用するという形にはしないけれども、旧151号の側からはきちっと入っていけるような形に、駐車場にはきちっと入れるような形にするということですか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 予定ではそういったことを考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後にしますが、現時点ではですね、さっきの説明においては、7月ごろ、どうしても年度内には間に合いそうにないというようなことで、7月ぐらいに完成になるんじゃないかというようなお話だったんです。

地元の声としては、切りのいい何とか年度

末ぐらいに完成して、市役所と、新庁舎と同じぐらいにゴールデンウイークあたりにこう移動できるような形ができればいいかなんていう声が挙がってるんですけども、もう少し工期と言うか、圧縮するような形で、年度の切りかえのいい時期にできるというようなふうには回らないんですか。その点ちょっと確認させてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 来年度整備を、順調に進めることができれば、年度末には、お子さんたちをお受けできる形になろうかなというふうには思っております。引越等もございますので、遅くとも、来年度の春休みには、使用できるようにしたいなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑させていただきたいと思います。

3-1-1、社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業で21ページです。

事業で使い切れなかった主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成27年度において、生活困窮者自立支援事業に必要となる支出額を見込み、国庫補助金において、その見込み額に基づき、申請し、交付を受けています。

平成27年度の事業費が確定し、見込み額よりも確定額が低かったことから、国庫補助金において超過交付となった当該金額を平成28年度において返還するものです。

具体的には、住宅確保給付金における支給対象者の該当者がいなかったこと、並びに生活困窮者自立相談支援事業において、事業実績に応じた委託料の精算に伴う事業費の減額が主な要因です。

○丸山隆弘委員長 続けて、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて次に行きます。

3-1-2、障害者福祉費、介護給付事業・舗装具給付事業、高額障害福祉サービス費給付事業・障害児通所給付事業での使い切れなかった主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 御質問の経費に関する経緯について説明をさせていただきます。

平成27年度中に平成27年度決算額を見込んで、国及び県に負担金の交付申請を行った後、平成28年度に入ってから平成27年度の決算額に基づいて、実績報告を行っております。

それに伴い、見込み額と実績額の差異が生じたため、当該金額を返還金として計上したものです。

なお、補助率は決算額に対して国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1となっております。

御質問のあった事業に関しましては、すべて扶助費となっており、これらの扶助費は障害のある方々の生活支援等に係るものです。予算不足により、障害福祉サービス等の提供ができないことがないよう、適正な範囲で予算を見込み計上しておりますが、利用者の生活状況、サービス提供事業者の提供体制等、さまざまな要因により、その支給料が変わることから、使い切るという想定はしておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なかなか見込みというのは難しいというふうなことで、私も理解できるんですが、決算の着眼点としては、済みません、補助金のこの対象の方に対して、十分に広報とか、そういった、こういった給付が受けられるよというふうなことは言って、こう周知されたかどうかということ伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 サービスの提供に関し

ましては、サービスを受ける前に支給決定をしておりますので、その点は、周知のほうはされてると思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、1-4-7、訪問看護費訪問看護事業、ページ数27ページになります。

軽自動車を89万円で購入するとお聞きしますが、この事業の規模の大きさを考慮に入れますと、軽自動車ではなく、普通自動車または小型普通自動車のほうがよいのではないかと考えますが、伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 訪問看護ステーションの事業規模と車両の大きさとは、相関関係はなく、使い勝手が重要と考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、規模と、ことを言ったんですけど、ちょっと説明不足だったのかなと思いますけど、私、規模と言ったのはですね、新城市っていうのは愛知県下でも2番目に広い面積がまずあるということでございます。

そして、訪問看護の実績を見ていただけると、平成27年度は目標値が2,700件の相談の訪問回数を見込んでたんですけど、実績値で言うと、3,924件上回って、非常に訪問看護で動き回る件数が高いということを見て、規模というふうに表現させていただいたんですけど。

お聞きすると、訪問看護師の移動距離がで

すね、1日に40キロから50キロのときがあると。これは本当に広大な面積ですのでこうなってしまうのはわかります。

これでは本当に運転だけでもね、大変だというふうに思いまして、やはり上り坂、坂登りとか山道とか、そういったことがありますので、やはり事業者のサービスの質を上げていくというのも大事なんですが、やはりスタッフの健康とか、あとそういう負担、運転の負担の軽減にも気をつけていかないといけないなと思って、今回、軽自動車でなく、こう普通車とか、そういった小型のちょっとパワーがあって運転しやすいっていうような車のほうがいいのではないかなと思ったんですが、それは庁内で検討されたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 車両の大きさにつきましては、看護師のほうから利用者宅へ行く道は狭いことも多く、また利用者宅での車の方向転換などでも軽自動車のほうが使い勝手がいいというようなお話がありましたので、軽自動車を予定したいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出6款1項3目農業振興費、地域農業振興事業、29ページになりますが、減額された事業内容と、その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 この減額は、経営体育

成支援事業補助金の減額であります。

本事業は、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体が行う農業用施設整備や機械導入を支援するものであり、事業に取り組む助成対象者の経営状況について、経営面積の拡大等、経営体の成果目標水準をポイント化して、ポイントの高い順に国の予算の範囲内で採択されるものであります。

当初、本事業において事業を予定しておりました2件の事業につきまして、国への事業要望を提出しましたところ、ポイントが低く採択に至らなかったため、減額するものであります。

なお、当該事業のうち、ハウレンソウ栽培施設整備事業は、農業経営近代化施設整備事業において予算計上しております山間地営農等振興事業補助金に、愛知東農協の新城ライスセンター色彩選別機等整備事業は、同じく農業経営近代化施設整備事業において予算計上しております。強い農業づくり対策事業補助金に振りかえて実施しようとするものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。
次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。
最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出7款1項3目観光振興費、桜淵公園再整備事業、ページ数は31ページでございます。

用地購入するに至った経緯とですね、購入面積、また売買単価を教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 公園用地の購入に至る経緯につきましては、現在、桜淵公園用地の

一部は地上権設定により、賃借料の支払いを行っていますけども、平成27年7月に土地所有者より売却したい旨の申し出がありました。このため平成27年度一般会計補正予算（第5号）で、土地鑑定評価に要する経費を計上、議決をしていただきまして、その後、不動産鑑定を行いました。鑑定評価結果による金額をもって当該土地所有者と交渉し、合意に至りましたので、今回購入するものであります。

購入面積は、1,708平米、売買単価は、平米当たり1,676円となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ここに資料要求させていただいてですね、ちょっとこの評価書等を今、見させていただいたんですけども、なかなか市は大盤振る舞いだなという、本当に感じがする評価調書になっております。

と言うのもですね、この2カ所の土地ですね、今、公園用地として使われている土地で、かなり以前に契約って言うか、賃貸借契約を結んで、その後ずっと市は賃借料をもう何十年も支払っているわけなんですね。もうもとの値段を、今の値段を超す以上のものをもうずっと払っている。

となりますとですね、平成27年に鑑定評価、今ちょっと見ました。本来なら物件一度にっというところがあるんですけども、当然、更地の価格から地上権の割合を乗じてですね、買うのが本来だと。一般的にはそういうことなんですけども、今回は収益性の価格をそのまま適用してしまってるような価格なんですね。これこの土地、もう地上権のついた土地なんですね。地上権も何もない更地ならいいんですけども、もう地上権がついてる、地役権がついてるっていう土地っていうのは、本来の収益性価格から相当減額されるんです。

不動産評価を見てもそうなんですけども、鑑定の皆さんって言うか、鑑定者どこだったかな、ちょっと不動産鑑定の業者は、ちょっとこれ

表見ないといかんですけれども、本来はそれを控除すると、物件番号1なんかは126万2千円が収益性の価格ですけれども、これを考慮した価格は76万5千円なんです。

本来は、76万5千円でも多過ぎると私は思うんですけれども、なぜ満額って言うか、本当に評価そのものもそういう形に変えてきているから、そうしましたっていう答弁になるかと思うんですけれども、これは売買ですから、しかももう何十年近くかな、30年、40年、恐らく賃借料も払ってるんですよ。とくに今の売買価格よりも上乘せ、大きくなったもう賃料払ってるんですね。その何倍かも。にもかからず、今回何もない状況の価格で契約するというのは、いかななものかな。民間の考え方から言うと、非常におかしいと思うんですけれども、その辺の価格の決定についてですね、もう少し答弁をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 資料の提出させていただきました30ページをごらんください。

下の下段のほうにですね、地上権割合っていうのが書いてあります。このほうで2分の1を落としております。

それから、次のページにも書いてありますけれども、将来的に見越した金額となっておりますので、妥当な金額だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今回の答弁だと、126万2千円も地上権の割合をもう見越しておるといふふうに読んでいいんですか。私はこれ違うと思うんですけれども、最後の資産価格と調整と鑑定評価の決定に至るところを見ると、物件1については2つの考え方がありますよ。だから更地価格で地上権割合を控除した価格は76万5千円として私は見ておる。これが私は正当ではないかなと思うんですけれども、実際、収益性はその前のページって、上のページで収益価格の計算しとりますよね。ここに

は地上権割合っていうのは入っていないと思うんですけれども、入っておりますか。入っていないはずですよ。入ったつたらもっと下がりますよね。

ですから、何十年、何百万円も今の購入する126万2千円の3倍も4倍も払っておきながら、また126万2千円で買いますよなんていうことは、世間相場じゃ通らないですよ、こんなことは。市だで、税金だで通るかもしれませんけども。ちょっと私の考えが違ったら申しわけないんですけど、私はそう読みましたけども、これ。違いますか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 提出してあります31ページですね、下段のほうをごらんください。

最後から4行目ですかね、収益価格を採用しているふうに書いてありますので、このことでもですね、専門の不動産鑑定士に依頼して鑑定をお願いしたんですけども、しっかりした評価になってるかと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 確かに、今の答弁どおりだと思いますよ。不動産鑑定評価委員が評価したんだから、これで買いましょっていう形はわからんではないんですけども、それは今までの地上権とか、新しい賃借権がない土地を買う場合はそれでいいと思うんですけども、もう30年、40年払って、今の126万円の何倍も、もう払ってるんですよ。その辺は売る側、買い側で市も当然101年の恐らく地上権つけてあると思うんですよ。なぜそれを考慮しないのか。今後その交渉について、この予算のまま執行するんじゃなくて、大いに権利者と調整して減額させてもらおうというならまだ話はわかりますけれども、このまま執行しようというのは、非常に不可解な点が多いと思うんですけれども、これが市役所の当時相場、検査の仕方なのかなと思うと、幾ら税金があっても足りませんね、こんなことしとつたら。

もう少しちょっと今、今後の対応って言うか、予算上は126万2千円の補正予算認めますけども、執行の仕方をもっと少し考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 地権者とはですね、101年の地上権の設定をしております。現在40年ぐらいが過ぎたところでありますが、残り60年間ですね、賃借料を払うよりかもですね、この際に御希望のありました地権者でありますので、そういったことを鑑みまして、今回、鑑定士をお願いして、この数字となりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 一般的な常識っていうのはあるんですよ、こういう売買ってね。地上権までつけてるっていうことは、もう所有権があってないような話なんですよ。売る側も。それを収益性を確保した金額で買いましょうなんていうのは、普通ではないんです、こんなことは。とてもじゃないけど、そんな、一般的な町の中のちょっと高額なっていうか、価格は別としてもですね、借地権って言うか、地上権って言うか、それもつけた、借りた、借りる側、貸す側で担保のついた価格なんて、もう土地の所有権っていうのはほとんどないと等しい。7対3ぐらいです。実は3ぐらいしかないんですよ、所有権の。そういうことを、不動産鑑定事務所がつくったからこれでこういう予算計上は、そこは先ほど言ったように、認めますけども、私が最後にさっき言ったように、今後の流れとして、こんな大盤振る舞いしとったら大変ですよ。すべてこの財布があるという今までずっといろんな大きな面積、いろんなところを借りると思いますが、これも全部右に倣えになってたら、とんでもない価格の税金で支出することになりますので、予算は認めますけども、執行するときにもっと交渉してって言うか、市の中

で検討して、相手側の地主さんとそういういろんな付加要件を考慮してやっていただきたいということです。こういう、これは要望で終わりますけども、これ以上、答弁求めませんけども、ぜひその辺は御理解いただきたいと思います。一言お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいま御意見いただきました。売却の今回話がありましたんですけども、その都度、売却については相談して決定していくことにはなりますが、委員が言われたことを考慮しまして、今後ですね、していきたいと考えております。ありがとうございました。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑をいたします。

7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、31ページになりますが、大河ドラマ観光PR事業内容はということですが、大河ドラマについては一般質問でですね、この件についていろいろ質問、答弁がありました。具体的な内容でですね、ねらうものも含めての答弁をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 大河ドラマ観光PR事業に関します9月補正では、新城市観光PR事業補助金としまして、267万3千円を計上しております。

その内容につきましては、宣伝PR、ボランティアガイド、スタンプラリーの各事業を実施する予定であります。

まず、宣伝PR事業としましては、登り旗、ゆかりの地パンフレットの作成や雑誌等への広告掲載を行い、ゆかりの地の見える化と知名度の向上に努めてまいります。

ボランティアガイド事業につきましては、今回の大河ドラマを機に、地元有志で組織された柿本城武将隊への活動支援として、ボラ

ンティアガイドの養成講座を実施するとともに、既に活動している鳳来寺山歴史ボランティアの会を含めたガイドツアー実施のためのガイド謝礼を計上しております。

また、スタンプラリーにつきましては、奥浜名湖地域と県境を越えた連携によるスタンプラリーを実施し、国道257号線や新東名高速道路等を生かして、井伊谷地域と新都市の周遊性向上を図ってまいります。

今回の大河ドラマは、新東名高速道路の開通に合わせ、本市の知名度向上に大きな効果があるものと期待しており、奥浜名湖地域との連携を生かしたモデルコースを作成し、旅行会社等への売り込みにも努めていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2問目を質疑いたします。

いろいろ事業としては行うようですが、もう既に新東名が開通しまして、浜松のほうではかなりいい井伊直虎関係の大河ドラマ関係の宣伝が進んでるわけですね。

新城の現状は、やっと今からという状況なんです。

登り旗をつくらうが、パンフレットをつくらうが、何を見てもらうのという状況にあると思うんですね。

そうしますと、有効な宣伝は何になるんだろうっていうことになります。今さら柿本城つくるわけにもいきませんし、柿本城周囲を整備して、しっかり見てもらえるようなものにできるかってなると、それは今後の課題になってくると思うんですね。

そんな中で、登り旗、パンフレット、どれだけ効果があるのかなというふうに思うんです。それよりはじっくり腰を据えて、せっかくこちらに足を向けてもらえる人がおるということであれば、その人たちに少しでも新城を知ってもらおうという新都市内へどのように井伊直虎と関連する歴史を伝えていくかとい

うことをもっとと言うか、重視してるかもしれませんが、重視する方向の動き、事業は考えておられるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 補正を承認いただきましたところ、予算としましてですね、登り旗、今、言われた登り旗ですね、柿本城を初めとしまして、宇利城跡、鳳来寺のほうへですね、設置していきたいと考えております。

11月には、もみじまつりが始まりますので、その辺に合わせて設置していきたいと考えております。

それから、周遊っていうことを言われましたけども、スタンプラリーですね、本拠地で奥浜名湖のほうからスタンプラリーがこちらの新城のほうへも来ていただけるようにですね、そういう仕掛けをつくったりとか、バスツアーのほうを、湯谷温泉へ泊まっていたりとかですね、こちらのほうも経済効果が上がるようにということで、地元の今、柿本城の武将隊の方とかですね、宇利城の保存会の方とか、一緒に地域と合わせてやっていきたいというふうに考えておりますので、これを一過性のものにするのではなくてですね、来年以降も新城の知名度アップのためにですね、考えて、地域の方と一緒に手を取り合って考えていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 一過性でなく、来年以降へもつながる宣伝ということで、地域の人たちとの打ち合わせも行うということかと思うんですが、それは必要だと思います。

しかし、それを本当にするためには、だれがいつ、どのようにやっていくのかということを明確にしながらですね、せっかくのチャンスではあると思いますので、このチャンスを生かして、組織体制の見直しも含めての検討が要るのではないかと思います、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今、委員が言われました「一過性に終わらせるのではなく」っていうことで、数年前までは本当にこの鳳来寺山が、直政がかくまわれていたっていうことから、私も知りませんでした。直政が、かくまわれていた、そういう大事なお寺だということとか、柿本城もそういう井伊谷三人衆の居城であったっていう、こういうネームバリューが今回つきますので、それをプラス、ブラッシュアップして価値を高めてですね、今後もPRをしていきたいと思うんですけども、それにはやっぱり地域の皆さんと一緒にやるのが、やっぱり行政が先立ってやるんじゃないかって、地域の皆さんと一緒にやっていくっていう形で、今のほうは登り旗をつくったり、パンフレットも一緒にそこで来た利用の利用者の方ですね、PRをしていこうということで、一緒になってやっていこうっていうふうに市民と地域の方と一緒にやっていこうっていうふうに考えておりますので、また御協力のほうお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 一生懸命やろうという気持ちにはよくわかります。

よくわかりますが、今回補正でわざわざですね、具体的に大河ドラマ観光をやろうよということになるわけなんで、それをどう有効にするかということになると、正直なところ、観光課にしても観光協会にしても、これまでの事業が手いっぱいだと思うんですね。

これで新たに柿本城をどうするんだ。柿本城との関連どうするんだ。奥浜名湖の方たちとどういう連携取るんだっていうことになれば、もう明らかに人的に足りないんじゃないかというふうに思うんです。

観光ですから、かなり広がりが出てきますし、各地域との連携取ろうとしたら、それだ

けの時間も割かれることになると思うんですね。それで先ほど組織的な対応も考える必要があるんじゃないですかというふうにお伺いしたんです。

従来どおりの組織体制で一過性じゃない新城の観光をするというのは、正直難しいと思うんですね。補正を組んだんであれば、その補正が有効になるような組織体制を取るべきではないかと思うんですが、その点については何か検討はされてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今、言いました柿本城につきましても、地域自治区の職員がおりまして、活発にですね、協議、検討しております。

その中で、自治区予算をつけてですね、整備していこうということで固まりつつあるというふうに聞いております。

ですので、観光課とか観光協会頑張りますけども、頑張っってやっていきますが、そうした自治区の方と一緒にですね、職員とも地区の皆さんとも一緒にやっていこうということで、実行委員会みたいな形ではありませんが、一緒に手をとり合っってやっていこうということで考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 歳出9款1項3目災害対策費、防災対策整備事業、ページ35となります。

災害対策本部、避難所の資機材整備、679万円となっておりますが、内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 本予算は、熊本地震などの被災状況を受け、本市災害対策本部、避難所及び庁舎被災時の代替施設である消防防災センターにおいて、地図、ホワイトボード、ランタンなどの備品やマーカー、マグネットなどの消耗品を防災資機材として整備します。

災害対策本部の資機材としましては、現場の状況などをマーカーで直接書き込み、持ち運びが可能で応援部隊、自衛隊、警察などと迅速な情報共有を図れるマグネット式の地図や被害情報などをリアルタイムに書き出すホワイトボード、ランタンなどを整備します。災害対策本部に整備する備品及び消耗品で約250万円の予算を計上しました。

次に、避難所の資機材としましては、市が指定する32カ所の避難所を開設する上で、必要となる基本的な資機材として、住宅地図やホワイトボード、マーカーなどの消耗品を各避難所へ整備するものです。32カ所の指定避難所を合わせて、約317万円の予算を計上しました。

その他としましては、災害対策本部が被災により使用不能となった場合、消防防災センターを災害対策本部の代替施設として機能させるため、本部に則した備品や消耗品などを整備します。消防防災センターに整備する備品及び消耗品で約112万円を予算計上をしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 各避難所の32カ所についてですね、防災センターにもこういうものがありますよという周知はどうされるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 今おっしゃったところが、住民に対する周知ということでしょうか。

こちらの備品については、避難所には常に

そちらのところに今、言った物を、箱に入れて常備置いておくということになりますので、避難所に、災害に応じて、だれが一番に行くかということもありますので、その点については、地元のほうにも、伝えていかなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、10款5項3目文化財保護費、設楽原歴史資料館管理事業ですね、ページ数39ページでございます。

臨時雇いの賃金及び共済費とありますが、その増額の理由はということでございます。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 設楽原歴史資料館の入館者につきまして、ことし2月に開通いたしました新東名高速道路新城インターチェンジを利用される方も多くなっておりまして、2月から8月までの期間での来館者数は2万6,406人となっており、前年の同時期の1万4,625人の1.8倍というふうになっております。

現在雇用しております臨時職員につきましては、2名でありまして、受付業務、それから物販の業務のほか、甲冑の着用体験などの業務を担当いたしております。勤務のシフトの都合上、1人で勤務する場合がありますので、来館者への十分な対応を確保するために2名の臨時職員の勤務を現在の週4日の勤務から週5日とすることで、来館者の対応に必要な勤務時間数を確保するために賃金の増額

をお願いするものでございます。

また、共済費につきましては、10月から社会保険の適用対象が拡大されるということがございますので、これに伴いまして、雇用している臨時職員が新たに社会保険に加入するという状況が出てまいりますので、社会保険料の事業主負担分について、共済費の増額をお願いするという内容でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 答弁ありがとうございます。いろいろ設楽原歴史資料館については、いろんな私にも情報が入って、ちょっと今回、確かに入館者っていうか、新東名以来ですね、開通以来ふえてることはよくわかっております。人数をふやすんではなくて、勤務日数がふえるっていうことで、今の答弁ですね、週、今まで2人で4日を5日にするっていうことで、その分だけ1日、週4日が1日ふえるということの増ということなんですけども、ただ、ここで週4日から週5日にする勤務体系の、恐らく月曜日が休みとありますが、曜日、今、火曜日から日曜日の中の勤務体系からどこの曜日をふやしていく予定なんですか。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 特定の日をふやすという状況ではございませんで、やはり市の職員も一緒に業務に携わることもございますが、やはり手薄になるときもありますので、通常1月単位のシフトを組んでいきますけれども、その中で順番にですね、割り当てをさせていただいて、なるべく1人勤務がないような形ですね、週5日の勤務に入っていくということで、個々の状況、都合を聞きながらシフト表をつくっていくということで予定をしております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。学校施設整

備費であります。平成28年度、本年度の当初予算は、舟着小学校が1億1,559万4千円、鳳来寺小学校1億2,141万6千円であります。この補正に約双方とも26%、要するに4分の1の増というふうになるわけですが、その原因と内訳についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 増額となりました原因としましては、資材等の物価上昇や地質調査の結果などによるもので、内容としましては、プール本体工事のステンレสปールやろ過装置を含むプール設備関係工事、予算取得時に予定していた基礎の工法変更による基礎工事が増額の主な要因です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 舟着小学校も鳳来寺小学校も同じような地質であったということで、3,004万円の、多分、地質の部分の構造で施設の設計を変えていかざるを得ないということですが、見たところ、舟着小学校、舟着管内は、黒ボク土系と見えますし、鳳来寺の小学校管内ですと、土の土質が違うということもあります。

また、舟着小学校ですと、豊川の一部、大昔から行きますと、地質が弱い、脆弱だということも考えられるわけですが、地質部分だけで推定された舟着分、それから鳳来寺小学校分がわかればお願いしたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 ちょっと金額につきましては、申し上げられませんが、今回増額いたしました舟着につきましては、地盤改良等の柱状改良工事等ですが、それに関係し、基礎の変更もございまして、約50%ほどは、その増額要因になります。

鳳来寺小学校につきましては、基礎地盤の変更によりまして、約16%ほどの増額の中の割合になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終

りました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、させていただきます。

10-2-1、学校管理費、小学校管理事業、37ページ、東郷東小学校、東陽小学校が優先される根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 学校施設整備につきましては、施設や機器の経年劣化や老朽化、使用上の緊急性などを考慮しまして、順次更新をしております。

今後も、これまでと同様に、改修工事や機器更新を実施することで、長寿命化を図りまして、安全な学校生活環境の確保に努めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 施設整備、経年劣化、順次更新していくということで、長寿命化で対応していくということだったと思います。

ちょっとお聞きしたいんですが、この優先順位ってたくさん市内こういった老朽化施設、小学校、公共施設、いっぱいあると思います。大変たくさん多いとは思いますが、そういった市内でことはこの小学校でやろうかというふうな話し合いがされていると思うんですが、そういったリストの中にですね、千郷地区の学校の修繕というものが含まれているのか。これは市長や市にも区長や地元の方々から要望してございまして、その方々から返事もまだいただけてない。

また、この要件はどうなっているのかというふうな心配の声が届けられてございまして、作手、鳳来、舟着などはきれいになっていくんだけど、千郷はまだ子供が多いんだがきれいにしてくれないとかっていう声も聞いておりますので、そこら辺の検討課題、リストで千郷地区のほうは入っていたかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 毎年、各学校からいろんな要望をいただいております。

それに当たりまして、担当のほうで現地調査をしまして、状況把握し、そういったところで順次更新等を進めていくわけですが、どこの学校を優先するということじゃなくて、その状況を見まして、施設整備をしまっているところがございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況を見て把握していくということだと思んですが、その状況を見ての中に、例えばプールが壊れてて、足のけがをしてるっていう生徒がいると。緊急のプールの改修をしてほしいっていうことを現場からも地元の区長さんからも言われてるということで、やっぱり子供の安全・安心の施設をということで、そういったけがが出てくるか出てないかということも最重要課題になると思うんですが、けがが発生している施設かどうかということも要素に入ってるかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 先ほども申し上げましたが、毎年、各学校から要望いただいております。その中にも今、言われたことに関しては要望をいただいておりますので、こちらでは承知しているところであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと今、答えにちょっと把握がちょっとできなかった。もう1回聞きますけど、老朽化施設でけがをしている事例が子供に実際あるという施設は最重要課題にリストから上に上がるのかどうか、その基準はあるのかということを知りたいんですが。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員に申し上げます。

第1回目の答弁の中でそれはもう含まれておると思いますが、御理解いただきたいと思うんですが。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 委員長、どういうふうに理解したらよろしいですか。けがをされた子供さんの施設はそのままでもいいと言うのか、ですから修繕の対象になる、ランクが上に上がるという基準があるのかということ、どう判断すれば良かった、庁内検討の中で、どういう話をされたかというのが確認したいです。

○丸山隆弘委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 千郷地区からの要望はいただいておりますが、それにつきましては今、内部で検討しておりますので、書面で回答するというお約束をしておりますので、それはまた別途、出させていただく予定であります。

ただ、使用上の緊急性については、先ほど御答弁申し上げました。子供さんの安全確保ということについては、修繕でやるのか、大規模の改修でやるのか、それは選択の余地がございますので、それは状況に応じて判断をさせていただくということで、今回は必要、緊急性、必要、老朽化等を考慮した上で、今回該当の補正を挙げさせていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第124号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって、第124号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第125号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号から第128号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本4議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本4議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第125号議案から第128号議案までの4議案を一括して採決します。

本4議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって、第125号議案から第128号議案までの4議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることとします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、12日、午前9時から再開します。

閉 会 午後2時52分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを

証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘